

# 亀山市告示第119号

亀山市民間保育所・幼稚園等電気料金補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月30日

亀山市長 櫻井義之

## 亀山市民間保育所・幼稚園等電気料金補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受けている民間保育所・幼稚園等に対し、電気料金の一部を補助することにより、民間保育所・幼稚園等の安定した事業の継続に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において「民間保育所・幼稚園等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置したものをいう。

### (補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市民間保育所・幼稚園等電気料金補助金（以下「補助金」という。）という。

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、令和4年4月1日以前から市内に民間保育所・幼稚園等を有し、かつ、当該民間保育所・幼稚園等に係る事業活動を営む事業者とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、令和5年4月分から同年6月分までの電気料金の額（民間保育所・幼稚園等に係る事業のほか、放課後児童クラブ事業、一般型一時預かり事業又は地域子育て支援拠点事業を実施している場合は、それぞれの事業に使用する部屋の数の割合に応じて電気料金を按分する方法その他の方法により得た額のうち、民間保育

所・幼稚園等に係る事業として使用した分に相当する額。以下同じ。) から、それぞれ前年同月分の電気料金の額を減じて得た額(当該額が0円に満たない場合は、0円とする。)の平均額に1.2を乗じて得た額を限度として、予算の範囲内において市長が定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年7月3日から同年8月31日までの間に、亀山市民間保育所・幼稚園等電気料金補助金交付申請(請求)書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 令和4年及び令和5年それぞれの4月分から6月分までの電気料金が確認できる書類の写し
- (2) 電気料金の按分内容が確認できる書類(複数の事業を実施している場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、申請者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- (失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式

亀山市民間保育所・幼稚園等電気料金補助金交付申請（請求）書

年　月　日

亀山市長 宛

申請者 法人所在地

法人名

法人代表者

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

施設名

亀山市民間保育所・幼稚園等電気料金補助金交付要綱第6条の規定に基づき、亀山市民間保育所・幼稚園等電気料金補助金の交付を受けたいので、申請（請求）します。

補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

(円)

		令和5年	令和4年	差額 ※
電気料金	4月分			
	5月分			
	6月分			
①差額計				

※前年同月差額が0円に満たない場合は、差額は0円とする。

(円)

②差額平均 (①÷3) (1円未満切り捨て)	
③請求額 (②×12)	

補助金振込先

金融機関名	
支店名	
種別	1. 普通 2. 当座
口座番号	
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

添付書類

- (1) 令和4年及び令和5年それぞれの4月分から6月分までの電気料金が確認できる書類の写し
- (2) 電気料金の按分内容が確認できる書類（複数の事業を実施している場合に限る。）